

奈良市制限付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)、奈良市建設工事等入札執行要領、奈良市特定建設工事共同企業体取扱要領、奈良市建設工事等郵便入札実施要領、奈良市公共工事等苦情処理手続要領、奈良市電子入札運用基準、その他別に定めるもののほか、本市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務(以下「建設工事等」という。)の請負契約に係る制限付一般競争入札を適正かつ合理的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「制限付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項又は第167条の5の2の規定により入札参加者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を定めたものをいう。

(発注基準)

第3条 制限付一般競争入札の発注基準は、奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領別表第3の競争入札発注基準表(以下「発注基準表」という。)のとおりとする。

(入札公告)

第4条 市長は、制限付一般競争入札を実施しようとするときは、奈良市契約規則第2条各号に掲げる事項のほか、発注基準表の等級又は総合評定値の区分について公告を行うものとする。

2 前項に規定する公告を行う日は、原則として月の1日及び15日とする。ただし、その日が奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(入札参加資格の確認等)

第5条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、市長に申請して、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査して入札参加資格の有無を確認し、その結果を申請者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月2日から施行する。